

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基
準の一部を改正する件等について
計9枚（本紙を除く）

Vol.605

平成29年9月28日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3948、3949)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡

平成29年9月28日

各 都道府県 介護保険主管部（局）御中
市 町 村

厚生労働省老健局老人保健課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について

日頃より、介護保険行政に適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先日、別添官報のとおり、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第60号）等を公布したところですが、その中に一部誤りがあり、6月8日付官報において修正を行っております。

都道府県又は市町村におかれましては、管下の事業所等への周知をお願い申し上げます。

記

修正内容 別紙のとおり

以 上

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十九年四月一日施行】
 （修正点は下線部）

修正前	修正後
<p>別表</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） <u>イ～ニ</u>（略） <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） <u>イ～ト</u>（略） <u>チ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金</p>	<p>別表</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） <u>イ～ト</u>（略） <u>チ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） <u>イ～ニ</u>（略） <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金</p>

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9～11 (略)

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9～11 (略)

○厚生労働省告示第六十五号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第四号イ(7)に次のように加える。

イ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

イ(1)から(6)まで、(7)から(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

第四十八号イ(7)に次のように加える。

イ(1)から(6)まで、(7)から(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

第四十八号イ(7)に次のように加える。

イ(1)から(6)まで、(7)から(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ(1)から(6)まで、(7)から(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ(1)から(6)まで、(7)から(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ(1)から(6)まで、(7)から(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

平成二十九年三月三十一日(号外第六十九号)
 公布厚生労働省令第三十八号(児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令)

(原稿誤り)

一五二下八〇九 「要保護児童」を「要保護児童」

「要保護児童」の下の三項を「要保護児童」の下の三項に「児童」を「児童」として規定する。児童をいうのは児童をいうと同じである。児童をいうのは児童をいうと同じである。児童をいうのは児童をいうと同じである。

一五三ページ下段一九行目の次に次のように加える。

「第九章 情緒障害児短期治療施設」を「第九章 児童心理治療施設」に改める。

一五三下 二〇規定中 規定(見出しを含む)中

平成二十九年三月六日(号外第四十四号)厚生労働省告示第六十三号(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件)

(原稿誤り)

四上 九7のホ 7のチ
 " " 一六8のチ 8のホ

平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第十二号(厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件)
 (原稿誤り)

四下 八^{終りから} 第二十二号及第二十二号及び第十三号を次のように改める。
 のように改める。
 " " 七十二及び十三 十二 削除

平成二十九年三月三十一日(号外第七号)国土交通省告示第三百二号(租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示)
 (印刷誤り)

五七二ページ下段終りから六行目の

「1,219Dw^{-0.488} (0.95-0.1) Dw-4,000」を
 「1,219Dw^{-0.488} (0.95-0.1 Dw-4,000)」と改める。

「1,219Dw^{-0.488} (0.95-0.1 Dw-4,000)」と改める。